

函館市監査公表第10号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年4月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

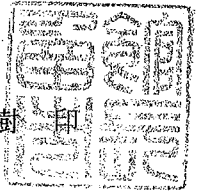


函 都 住
平成30年3月27日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	都市建設部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ()		
監査等実施期間	平成29年 8月31日～平成29年11月13日	講評日	平成29年11月14日
調査対象事項名	収入事務 行政財産使用料について		
指摘事項, 意見・要望事項			
<p>【指摘事項】</p> <p>行政財産の目的外使用許可をするときは財務部へ合議(平成14年9月1日財務部長通知)するとされているところ、一部の使用許可について遺漏があったほか、使用料の減免について、行政財産の目的外使用の許可に関する事務処理要綱（平成3年4月1日施行）に定める減免申請書の提出がないまま手続きが進められていたことから、要綱等に則った適正な事務の執行を図られたい。</p> <p>また、未納があった際には、地方自治法（昭和22年法律第67号）において「期限を指定してこれを督促しなければならない」とされているところ、所管課が送付している書面には納付期限の記載がなく、督促の要件を具備していなかったことから、法令に則った適正な事務手続きに努められたい。</p>			
措置内容, 対応・考え方			
<p>現在、行政財産の目的外使用許可につきましては、全て財務部へ合議しており、使用料の減免につきましても、行政財産の目的外使用の許可に関する事務処理要綱等に基づき手続きを行っております。</p> <p>また、督促の期限の指定につきましては、財務部債権回収対策室と協議のうえ督促状等の様式を定め、平成29年11月から当該様式により、督促を行っております。</p> <p>今後におきましても、法令等に則った適正な事務の執行に努めることはもとより、人事異動に係る事務の引継ぎについても徹底してまいります。</p>			